

安芸太田町公告第29号

次のとおり公募型プロポーザルを実施するにあたり公告する。

令和8年5月18日

安芸太田町長 橋本博明

1 プロポーザルの目的

本プロポーザルは、安芸太田町の松原地区複合拠点整備事業を行うにあたり、本町の意向を十分に理解した上で、民間事業者の豊富な経験、独自の技術やノウハウを活用し、優れた技術提案を公募型プロポーザルにより幅広く求め、優先交渉権者を選定することを目的とする。

2 業務概要等

別紙募集要項の通り

松原地区複合拠点整備事業
設計・施工業務等一括発注公募型プロポーザル事業者
募集要項

広島県安芸太田町

令和8年5月18日

目次

1	目的	1
2	事業概要	1
3	選定方法	1
4	受注者の業務範囲	2
5	受注者の負担	2
6	設計及び施工に関する条件	3
7	契約及び支払い	3
8	契約の変更	3
9	事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング	4
10	発注者及び担当課	4
11	参加者の要件	4
12	資格要件	4
13	実施スケジュール	5
14	実施要領	6
15	審査及び選定事業者（優先交渉権者）等の選定	8
16	失格条件	8
17	その他	9
別記	リスク分担表	10
別紙	質問書	12

1 目的

本プロポーザルは、安芸太田町（以下「本町」という。）の松原地区複合拠点整備事業（以下「本事業」という。）を行うにあたり、本町の意向を十分に理解した上で、民間事業者の豊富な経験、独自の技術やノウハウを活用し、優れた技術提案を公募型プロポーザルにより幅広く求め、優先交渉権者を選定することを目的とする。

2 事業概要

(1) 業務名

松原地区複合拠点整備事業

(2) 業務場所

広島県安芸太田町大字松原 369 番地 4

(3) 対象施設

- ア 延床面積 170m²程度
- イ 構造種別 平屋建て、構造は事業者の提案による。
- ウ 外 構 外構は事業者の提案による。
- エ 基 礎 詳細は要求水準書に記載のとおり。
- オ その他 詳細は要求水準書に記載のとおり。

(4) 業務内容

設計業務、住民参画型ワークショップ業務（以下「WS業務」という。）、建設業務及び工事監理業務

(5) 上限価格

提案事業者は、下記に記載のある業務ごとの上限価格の範囲内で提案することとし、提案額（参考見積額）が、上限価格を超過した場合は、失格とする。

設 計 業 務	10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
W S 業 務	2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
建 設 業 務	112,300,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
工事監理業務	7,700,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

上記には、建築確認、構造計算適合性判定、大臣認定・性能評価等の申請手数料を含むものとする。

(6) 履行期間

履行期間は、業務ごとに以下のとおりとする。ただし、特定された技術提案書において工期短縮に係わる内容があった場合は、当該技術提案書に記載された履行期間とする。

設 計 業 務	契約の日から令和8年11月30日まで（検査期間を含む。）
W S 業 務	契約の日から令和9年2月28日まで（検査期間を含む。）
建 設 業 務	契約の日から令和10年1月31日まで（検査期間を含む。）
工事監理業務	契約の日から令和10年1月31日まで（検査期間を含む。）

3 選定方法

本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）から、本要項等に基づき提出された技術提案書等の書類を、松原地区複合拠点整備事業設計・施工業務等一括発注公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）において審査し、本事業の優先交渉権者及び次点を選定する。

4 受注者の業務範囲

本事業を受注する者（以下「受注者」という。）の業務範囲は、それぞれ次のとおりとする。なお、業務の詳細については、「松原地区複合拠点整備事業設計・施工業務等一括発注公募型プロポーザル要求水準書」（資料2）による。

ア 設計業務

内容は、次に掲げるものを原則とし、詳細は契約締結時の協議による。

- (ア) 設計条件等の整理
- (イ) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ
- (ウ) 現地調査及び関係機関との打合せ
- (エ) 設計方針の策定
- (オ) 設計図書の作成
- (カ) 工事費内訳書の作成
- (キ) その他設計に際して必要な業務

イ WS業務

内容は、次に掲げるものを原則とし、詳細は契約締結時の協議による。

- (ア) 住民を対象としたワークショップの企画、開催
- (イ) 地域と連携した運営計画の策定及び報告
- (ウ) その他、WS業務として必要な業務

ウ 建設業務

内容は、次に掲げるものを原則とし、詳細は契約締結時の協議による。

- (ア) 建設工事
- (イ) 建設工事に関連する業務
- (ウ) 施工段階における各種申請業務
- (エ) 施工後業務（内部検査、関係法令に基づく検査、完成図書の提出等）
- (オ) その他建設に際して必要な業務

エ 工事監理業務

内容は、次に掲げるものを原則とし、詳細は契約締結時の協議による。

- (ア) 工事監理方針の説明等
- (イ) 設計図書の内容の把握
- (ウ) 設計書に照らした施工図等の検討及び報告
- (エ) 工事と設計図書との照合及び報告
- (オ) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等
- (カ) 工事監理報告書の提出
- (キ) 工程表の検討及び報告
- (ク) 設計図書に定めのある施工計画書の検討及び報告
- (ケ) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等
- (コ) 関係機関の検査立合等

※ 設計業務、WS業務、建設業務及び工事監理業務は、上記の業務区分により分離して契約するものとする。

※ 地質調査は適宜実施すること。

5 受注者の負担

- (1) 完成図書の作成費用は、受注者が負担する。
- (2) 建築確認等の審査手数料については、受注者の負担とする。
- (3) 本応募に係り発生する費用、契約締結に係る印紙代等は応募者及び受注者の負担とする。

6 設計及び施工に関する条件

(1) 業務の仕様

松原地区複合拠点整備事業設計・施工業務等一括発注公募型プロポーザル要求水準書(資料2)による。

(2) 完成期限

受注者は、原則として令和10年1月31日までの期間内で、かつプロポーザルに提出された事業工程表の完了時期までに施設を完成(検査含む)させるものとする。

7 契約及び支払い

本事業における契約及び支払いの概要は、次のとおりとする。なお、その他の詳細は、協定書及び契約書に基づくものとする。

(1) 優先交渉権者(又は次点)は、本町との間で設計業務、WS業務、建設業務及び工事監理業務に係る協定書について速やかに合意するとともに、本町と設計業務の受注者及びWS業務の受注者において、設計業務委託契約及びWS業務委託契約を締結する。

また、建設業務に係る契約は、協定書に基づき、設計業務の完了後、提出された設計業務の成果品等による設計額に基づき、本町と建設業務の受注者で協議、見積り合わせを行い、工事請負仮契約を締結する。

なお、工事請負仮契約は、安芸太田町議会において工事請負契約の締結が可決された場合のみ、可決された日をもって地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項の規定による工事請負契約書とみなすものとし、否決された場合はその効力を失う。

(2) 工事監理業務の委託契約は、協定書に基づき、工事請負契約の締結が可決された後、設計業務の受注者から提出された設計業務の成果品等による設計額に基づき本町と工事監理業務の受注者で協議、見積り合わせを行い、工事監理業務受注者と工事監理業務委託契約を締結する。

(3) 工事請負契約については、安芸太田町財務規則(平成16年規則第42号)に基づく必要な事務手続を行うこと。

(4) 受注者が、契約に基づき契約解除の要件に該当することとなった場合は、本町は、当該契約を解除できるものとする。

(5) 契約保証金として、契約金額の10分の1以上を納付するものとする。なお、次のいずれかの方法により保証をとること。

ア 金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付にかえることができる。

イ 公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は契約保証金を免除する。

ウ 現金又は担保としての有価証券。

(6) 契約金額は、原則として当該応募者が提出した価格提案書の金額以内とする。

(7) 契約に係る代金の支払いは、各業務の契約書に基づき支払うものとする。

8 契約の変更

(1) 契約額の変更

契約額の変更は、物価高騰による場合、技術提案書の物価高騰リスク等管理計画に基づき、本町と受注者の協議により対応するものとする。

その他、リスク分担については別記のリスク分担表のとおりとし、発注者側のリスクについては契約額変更の対象とする。なお、リスク分担で不明瞭な事項が生じた場合は、本町と受注者が協議の上対応するものとする。

(2) 完成期限の変更

完成期限の変更は、原則として行わない。ただし、発注者側のリスクに起因する事由、その他受注者の責に帰することができない事由により工期の延長が必要となる場合には、この限りでない。

9 事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング

(1) モニタリングの実施

本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に示されたサービス水準を達成しているか否かを確認するため、本町でモニタリングを行う。

(2) モニタリングの時期

本町が行うモニタリングは、事業期間を通じて常に実施する。

(3) モニタリングの方法

モニタリングは、本町が提示した方法に従って本町が実施する。事業者は、本町からの求めに応じて、モニタリングに必要な立ち入り検査及びモニタリングのために必要な資料等を提出するものとする。

(4) モニタリングの結果

モニタリングの結果、要求水準（要求水準書にて提示される本町が要求する水準及び事業者による提案内容）を下回る場合には、改善勧告、契約解除等の対象となる。

10 発注者及び担当課

(1) 発注者

安芸太田町長 橋本 博明

(2) 担当課（本プロポーザルの事務局）

安芸太田町 地域協働課

〒731-3810 広島県山県郡安芸太田町戸河内784番地1

TEL：0826-28-2116 FAX：0826-28-1622

E-mail：chikikyodo（アット）town.akiota.lg.jp

※電子メールにより問い合わせをする時は、（アット）を@に変換すること。

11 参加者の要件

(1) 参加者は、本事業の業務各々に当たる複数の企業で構成されるグループ（以下、「企業グループ」という。）、又は単独の企業とする。

(2) 企業グループとして応募する場合は、企業グループを構成する構成企業は以下の要件を満たすこととする。

なお、企業グループの構成企業は、他の企業グループの構成企業として本プロポーザルに参加することはできない。

ア 企業グループは、設計業務、WS業務、建設業務及び工事監理業務を担当する企業から構成されること。なお、同一の企業が複数の業務を担当することは妨げないが、設計業務を担当する企業と工事監理を担当する企業は同一とすること。

イ 企業グループを構成する企業のうち、設計業務及び工事監理業務を担当する企業が代表企業となり、代表企業が本公募に係る応募事務を行うこと。

12 資格要件

(1) 共通事項

本公募に参加する単独の企業及び企業グループを構成する構成企業は、参加表明書提出時点で以下の要件を満たすこと。

ア 令和7年度・令和8年度の安芸太田町競争入札参加資格者として登録されている者。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項に該当しない者。

ウ 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、当該事実があった日から3年を経過している者。

エ 安芸太田町建設工事等請負業者等指名停止措置要綱の規定による指名停止措置を受けて

いない者。

オ 安芸太田町建設工事暴力団対策措置要綱（平成16年10月1日告示第56号）に基づく指名除外を受けていない者。

カ 手形交換所による取引停止処分を受けたときは、停止処分を受けてから2年間の経過している者。

キ 入札日前6か月以内に手形又は小切手が不渡りとなっていない者。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされている者。

ケ 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある者でないこと。

(2) 設計者又は工事監理者の資格要件

設計業務又は工事監理業務に従事する者は、以下の要件を全て満たすこと。

ア 令和7年度・令和8年度の安芸太田町競争入札参加資格者として、登録種目「測量・建設コンサルタント等」に登載され、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者。

イ 配置予定の管理技術者は、公告日において設計者の企業に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、建築士法に基づく一級建築士の資格を有する者。また、工事監理者は、公告日において工事監理者の企業に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、建築士法に基づく一級建築士の資格を有する者。

(3) 施工者の資格要件

建設業務に従事する者は、以下の要件を全て満たすこと。

ア 令和7年度・令和8年度の安芸太田町競争入札参加資格者、「建築一式工事」に登載されている者。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を受けている者。

(4) WS業務に従事する者の資格要件

WS業務に従事する者は、以下の要件を満たすこと。

ア 令和7年度・令和8年度の安芸太田町競争入札参加資格者、「イベント企画・運営」に登載されている者。

13 実施スケジュール

実施スケジュールは下表のとおりとする。

項目	時期
公告・公募手続きの開始	令和8年5月18日（月）
質問書の提出	令和8年5月25日（月）
質問への回答	令和8年6月1日（月）
一次審査書類（参加表明書等）の提出	令和8年6月8日（月）
一次審査結果の通知	令和8年6月12日（金）
二次審査書類（技術提案書）の提出	令和8年6月26日（金）
技術提案に関するプレゼンテーション・二次審査	令和8年7月上旬～中旬
優先交渉権者の選定（二次審査結果の通知・公表）	令和8年7月上旬～中旬
協定書の締結	令和8年7月下旬
WS業務に係る契約締結	令和8年7月下旬

※設計業務に係る契約締結

令和8年8月下旬～9月上旬

※上記スケジュールは、町の都合により変更する場合があります。

※設計業務に係る契約締結の時期については、本事業の財源として、内閣府「地域未来交付金（令和8年度追加募集分）」の活用を予定しているため、契約締結は交付決定予定時期（令和8年8月下旬～9月上旬）以降となる。ただし、内閣府が今年度追加募集を実施しない場合には、契約締結時期が早まる可能性がある。

14 実施要領

(1) 本プロポーザルに関する資料の配布

ア 配布期間

令和8年5月18日（月）から

イ 配布方法

本プロポーザルの実施については、本町の公式ホームページにおいて公表する。

(2) 質問書の提出手続き等

本公募に関する質問がある場合は、別紙質問書を以下により提出すること。

ア 提出期間

令和8年5月25日（月）17時まで（必着）

イ 提出先

10 発注者及び担当課（2）の担当課宛に提出すること。

ウ 提出方法

F A X又は電子メール

エ 回答方法

令和8年6月1日（月）までに、随時質問者に対して、F A X、電子メール又は口頭等により回答する。なお、回答先は質問書に記載のある連絡先とする。

(3) 参加表明書の提出方法

参加表明書等の提出書類は「松原地区複合拠点整備事業設計・施工業務等一括発注公募型プロポーザル提出書類作成要領」（資料1）に従い作成し、以下により提出すること。

ア 参加表明書等の提出

(ア) 提出部数：正1部、副1部

(イ) 提出書類

様式	名 称	備 考
1-1	参加表明書	
1-2	委任状	企業グループで参加の場合のみ提出
1-3	企業グループ概要	企業グループで参加の場合のみ提出
1-4	企業グループ連絡先一覧	企業グループで参加の場合のみ提出
1-5	設計者又は工事監理者に関する資格確認調書	企業、業務実績、予定管理者等の要件等を確認
1-6	施工者に関する資格確認調書	
—	納税証明書（発行の日から3箇月以内のもの） ・「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明 ・「法人事業税」	企業グループの構成企業を含む、全ての参加企業分提出

イ 提出先

10 発注者及び担当課（2）の担当課宛に提出すること。

ウ 提出期限

令和8年6月8日（月）17時まで（必着）

エ 提出方法

郵送または持参で提出すること。

郵送の場合、期日までに提出先へ届くよう郵送し、電話で書類の到着を確認すること。

また、持参での提出の場合、受付は平日9時～17時までとし、持参日までに事務局へ電話で持参予定日を連絡すること。

オ 一次審査結果の通知

令和8年6月12日（金）までに、参加表明書に記載のある連絡担当者に対し、随時メールで通知する。

カ 提出後、本業務への参加を辞退する場合は、速やかに辞退届を提出すること。なお、様式は任意とする。

(4) 技術提案書等の提出方法

技術提案書等の提出書類は「松原地区複合拠点整備事業設計・施工業務等一括発注公募型プロポーザル提出書類作成要領」（資料1）に従い作成し、以下により提出する。

ア 技術提案書等の提出

(ア) 提出部数：正1部、副7部

(イ) 提出書類

様式	名称	備考
2-1	技術提案書提出書	
2-2	価格提案書	設計費、WS業務費、工事費、工事監理費毎に作成する。
2-3	価格提案内訳書	設計費、WS業務費、工事費、工事監理費毎に作成する。
2-4	類似施設の実績概要書	対象施設の類似施設の設計及び施工の実績を記載
2-5	事業計画に関する提案書 (A3版1枚以内)	事業実施体制、工程計画上の工夫、リスク管理計画等についての提案を記載する。
2-6	施設計画に関する提案書 (A3版1枚以内)	計画コンセプト、配置計画、施設計画、景観計画、魅力的な施設設計等についての提案を記載する。
2-7	事業工程表	
2-8	建築計画概要表	提案建物の諸元等を記載する。
3-1	設計図書（表紙）	
3-2	全体配置図 (縮尺：任意)	施設、外構及び周辺道路を図示する。
3-3	平面図（縮尺：1/200） A3版	・施設の平面図を図示する。 ・平面図には室名・床面積を記載する。
3-4	断面図（縮尺：1/200） A3版	・断面位置は任意とし、2面以上とする。 ・切断位置が分かるようキープランをつける。 ・高さ、敷地断面を提示する

3-5	立面図（縮尺：1/200）	・ 2面以上とする。
-----	---------------	------------

イ 提出先

10 発注者及び担当課（2）の担当課宛に提出すること。

ウ 提出期限

令和8年6月26日（金）17時まで（必着）

エ 提出方法

郵送または持参で提出すること。

郵送の場合、期日までに提出先へ届くよう郵送し、電話で書類の到着を確認すること。

また、持参での提出の場合、受付は平日9時～17時までとし、持参日までに提出先へ電話で持参予定日を連絡すること。

オ 提出後、本業務への参加を辞退する場合は、速やかに辞退届を提出すること。なお、様式は任意とする。

15 審査及び優先交渉権者等の選定

（1）審査体制

選定に係る審査は、別に定める審査会により審査を行う。

（2）審査方法

参加者から提出された技術提案書等について、松原地区複合拠点整備事業設計・施工業務等一括発注公募型プロポーザル審査基準（以下「審査基準」という。）（資料3）に基づき審査を行う。

（3）優先交渉権者の選定

ア 審査は2段階で行う。町による1次審査は、資格要件の適格審査を行う。要件を満たしていない場合は、失格とする。審査会による2次審査は、定性的事項の審査、定量的事項の審査を行う。

イ 参加者の中から価格と価格以外の技術提案の要素を総合的に評価し、一定の基準以上でありかつ、最も優れた提案を行った者を優先交渉権者として1者、次に優れた提案を行った者を次点として1者選定する。一定の基準とは、審査において総評価点の50パーセント以上を獲得することとする。

また、町は、優先交渉権者との間で優先的に協定書の合意に関する交渉を行うものとし、交渉が整わない場合に次点と交渉を行う。

ウ 応募者が1者の場合は、提案内容が審査により一定の基準を満たしかつ、提案内容等を基に審査員で行う協議の結果、再度プロポーザルによる選定を行う必要が無いと認められた場合、その者を選定する。

（4）選定結果の通知

審査後、選定結果を各参加者に文書で通知するとともに、選定事業者及び次点を公表する。なお、電話による結果の回答は行わない。

16 失格条件

（1）提出書類が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、失格とすることがある。

ア 提出方法、提出先又は提出期限に適合しないもの

イ 指定する作成様式又は記載上の留意点に示された条件に適合しないもの

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

オ 虚偽の内容が記載されているもの

（2）この要項に定める手続以外の手法により、審査員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合。

17 その他

- (1) 本プロポーザルに関連して本町が配布する資料及び質問に対する回答は、本要項と一体のものとして扱う。
- (2) 本プロポーザルに関する説明会は開催しない。また、現場説明会も実施しないので、現場への立ち入りを希望する場合は事前に安芸太田町役場地域協働課へ連絡すること。なお、立ち入りについては、令和8年6月2日（火）から6月11日（木）までの間で、本町が指定する日時とする。
- (3) 参加表明書及び技術提案書の提出は、1参加者につき1件とする。
- (4) 提出期限以降の提出書類の差し替え及び再提出は認めない。ただし、本町が審査上必要として求めたもの又はやむを得ないものとして認めたものについてはこの限りではない。
- (5) 本町は、審査及び説明を目的として提出書類の写しを作成し、使用できるものとする。
- (6) 提出書類の著作権は、申込者に帰属する。また、提出書類は、原則として返却しない。
- (7) 採用された技術提案書等の使用権は、本町に帰属するものとする。
- (8) 参加者は、本プロポーザル及びその後の設計・施工等への協力について、不正又は不誠実な行為を行わないこと。
- (9) 本町は、選定者の公表等本事業に関する報告、広報、周知の目的以外には、提案書類その他の公表は行わないものとする。ただし、情報公開の請求により開示する場合がある。
- (10) 審査結果に対する質問や異議については、一切受け付けない。
- (11) その他の詳細については、協定書締結時に本町及び選定者により誠意をもって協議するものとする。

別記 リスク分担表

大項目	小項目	リスクが発生する可能性のある要因	リスク分担先	
			発注者	受注者
技術条件	工法等	工法の性能確保、使用機械の故障、使用材料の品質のばらつき等		○
	その他	施工方法に関する技術提案等		○
自然条件	湧水・地下水	予見不可能な湧水の発生に対する地下水位の影響等	○	
		上記以外		○
	支持地盤	軟弱地盤、支持地盤の影響等（※地盤調査の結果、特殊基礎が必要となった場合等）	○	
		上記以外		○
	作業用道路・ヤード	工用道路・作業スペースの制約		○
	気象	雨、雪、風、気温等の影響		○
	その他	自然環境への配慮等		○
社会条件	地中障害物	与条件として明示していない地下埋設物等、地中内の作業障害物の撤去、移設	○	
		上記以外		○
	近接施工	工事の影響に配慮すべき道路、架空線、建築物、工作物等		○
	騒音・振動・大気	周辺住民に対する騒音・振動・排出ガスの配慮		○
	水質汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮		○
	作業用道路	生活道路を利用しての資機材搬入等の工用道路の制約と近隣及び交通車両等への配慮		○
	作業用ヤード	建設用地外での別途ヤード確保		○
	建設副産物	産業廃棄物、一般廃棄物の処分		○
	その他	上記にあげるもの以外の環境・日照対策、ガス・水道・電線路等の移設、電波障害対策等		○
マネジメント特性	住民対応	近隣住民への対応		○
	関係機関対応	関係行政機関等との調整		○
	工程管理	工期・工程の制約・変更への対応（工法変更等に伴うものを含む）		○
	品質管理	品質管理の煩雑さ、複雑さ（高い品質管理精度の要求等を含む）		○
	安全管理	高所作業、夜間作業等の危険作業		○

	その他	災害時の応急復旧等		○
その他	不可抗力	災害（地震、豪雨、風雪等）の発生	○	
	人為的なミス	設計のミス、積算の誤り		○
	法律基準等の改正	法規の改正による設計変更、基準や指針改正による設計変更、税制改正による工事費の変更	○	
	文化財保護法第94条に基づく通知		○	○
	物価変動		○	○

※リスク分担先が発注者及び受注者の両方となっている事項の分担割合は、両者の協議による。また、このリスク分担項目にないものは、両者が協議して定める。

別紙

令和 年 月 日

(宛先) 安芸太田町長

質 問 書

令和8年度松原地区複合拠点整備事業設計・施工業務等一括発注公募型プロポーザルに係る質問書を提出します。

記

質問番号	質問内容
1	
2	
3	
4	
5	

※欄が不足する場合は、適宜追加すること。

※受付期間：令和8年5月25日（月）17時まで（必着）

担当者氏名：

電話番号：

F A X：

電子メール：